北九州臨床リハビリテーション勉強会 規約

北九州臨床リハビリテーション勉強会(以下,本会)は、理学療法士・作業療法士による任意の団体であり、平成元年3月、国立小倉病院勉強会として理学療法士会員数5名にて発会。平成9年4月、臨床リハビリテーション研究会へ、平成14年4月、北九州臨床リハビリテーション勉強会へと改称する。

(本会主旨)

自由に意見交換し、会員のリハビリテーションに携わる知識、人間性を高めていくことを目的とする。

(規約)

- 1:本会の運営は、規約に基づいて行われる.
- 2:会員は規約を了承するものとする.
- 3:規約は各施設に1部配布することとする.
- 4:規約は立案・改定・見直しを規約委員会が作成し、幹事会で決議する.
- 5:規約は規約委員会が管理する.

(運営)

- 1:本会の運営は、幹事会(幹事会にて日時・開催回数決定)で決定する.
- 2:幹事長・幹事長補佐・総務で構成する幹事会三役で、急を要する議題において決定する権限をもつ.

(承認事項)

- 1:幹事会で決議された事項について、顧問・会長・副会長に承認を得てから会員に幹事会議事録として報告する. 意義申立は幹事会(幹事長)に問い合わせ、次回幹事会で検討する.
- 2:幹事会議事録は各施設1部とする.

(本部)

1:本会の本部を幹事長の施設に置く.

(事務局)

1:本会の事務局を総務の施設に置く.

(公文書)

- 1:公文書は総務が作成し、会長が管理する.
- 2:次の事項について使用する.
 - ①外部講師の招聘
 - ②勉強会等会場の開催依頼
 - ③勉強会参加許可依頼

(公印)

1:本会の公印は総務が管理する.

(参加資格)

- 1:本会は理学療法士・作業療法士による任意団体である.
- 2:原則として会員のみの参加である.

会員の所属する施設の参加者および施設外の参加者(以下,会員外)の参加に関しては、原則として認めていない、 但し、幹事会の決定に従う。

3:希望があれば会員外の参加も可とする.

但し, 会員外は参加費用を徴収する.

参加費用については別に定める.

4:会員外に関しては、事前に広報に連絡を要する.

(入・退会)

1:会員退会は個人の自由とする.

但し、支払った会費は返還できないこととする.

2:退会時は総務へ連絡を要する.

連絡がない場合, 年度末にて自動的に退会となる.

- 3:新規入会については、総務が窓口となる.
- 4:本会の意向に反する者は、除名対象とすることもあり得る(幹事会で決定).

(会員の制限)

1:開催場所のキャパシティ等の問題により、会員数、施設数を制限することもある。

(開催事項)

- 1:会員の意向と幹事会の決定により、その回数は決定される.
- 2: 開催場所は、その都度、広報媒体を利用して会員に案内する.
- 3:勉強会内容は、広報部長から全施設宛にMail またはFAXで案内する. 但し、特別講習会等で出欠の返信を必要とすることもある.

(連絡)

- 1:勉強会開催事項等の変更については緊急連絡網を使用する.
- 2:原則として、緊急連絡事項はその日のうちに連絡する.1人職場等で連絡当日、欠勤している場合は、次の施設に連絡し、必ず後日にその施設に連絡するようにする.
- 3:会員外の参加者、中途入会者への連絡は総務が窓口となる.

(発表者・司会者等)

1:幹事会にて決定する.

(資料)

1: 資料は事前にファイルポストにて提示する. 但し、操作等に不具合のある施設分の資料については用意する.

(交通費)

本会の運営にあたり開催される幹事会,その他幹事長が認めた会議においては、参加した運営委員に支払う交通費を 以下に定める。

1:交通費は、参加者の職場から会議会場までの公共交通機関での往復運賃とし、出務料も支給する.

(講習会)

- 1:会員及び外部講師による講習会(運営を含む)は、幹事会で決定する.
- 2:交通費, 宿泊費, 懇親会費, 謝礼は, 会計より拠出する.
- 3:外部講師、講習会会場の使用に関しては、総務から公文書を発行する.

- 4:幹事会を外部講師の対外事項の窓口とする.
- 5:外部講師の宿泊及び交通手段のチケットの手配は、総務が行う.

(講習会に関わる講師料・謝礼)

本会は、講習会に関して、講師料を以下に定める.

- 1:講師料は、以下の3通りとする.
 - ①医師・教授・准教授 … 時給2万円を原則とする.
 - ②会員外の同業者・他職種 … 時給1万5千円を原則とする.

但し、講師の助手に関しては一律1日1万円を原則とする.1日間講習の場合、会員外の参加者の参加人数に応じ、歩合給を設定する.但し、上限は1万円までとする.

③会員 … 時給1万5千円を原則とする.

但し、幹事会での承認を必要とする.

(講習会に関わる交通費)

本会は講習会に関して、講師に支払う交通費を以下に定める.

- 1:交通費は、講師の自宅あるいは職場からの公共交通機関から算出し、予備費からの捻出を原則とする. 交通チケットを本会より算出し、発送するか否かは講師に任せる.
- 2:講師助手の交通費に関して,講師の算出方法に準ずる. 但し,自家用車にて講師と同伴の場合,交通費は講師のみの算出とする.

(講習会に関わる宿泊費)

本会は講習会に関して、講師の宿泊費を以下に定める.

- 1:講師の宿泊費は本会が負担し、予備費から捻出する.
- 2:講師助手に関しても、講師に準ずる.

(講習会に関わる懇親会費)

本会は講習会に関して、懇親会を以下に定める.

- 1:講師の懇親会費は本会が負担し、予備費から捻出する.
- 2:講師助手に関しても、講師に準ずる.

(講習会に関わる会員外の参加)

講習会に関して、会員外の参加について参加料を以下に定める.

- 1:2日間講習会の場合,8千円とする.
 - 1日間(1回)講習会の場合,4千円とする.

人数設定は、運営上、幹事会一任とする.

特別講習会では、原則として各施設実習生の参加は認めない、

(分科会)

- 1:分科会は、会員の専門的知識・技術向上を目的で行われる. 開催日に関しては不定期とする.
- 2:原則として、2時間程度の講義または実技指導とする.
- 3:会員及び外部講師による分科会(運営を含む)は、幹事会で決定する.
- 4:交通費, 宿泊費, 懇親会費, 謝礼は, 会計より拠出する.
- 5:外部講師、講習会会場の使用に関しては、総務から公文書を発行する.
- 6:幹事会を外部講師の対外事項の窓口とする.
- 7:外部講師の宿泊及び交通手段のチケットの手配は、総務が行う.

(分科会に関わる講師料・謝礼)

講師料は、講習会の規定に準ずる.

(分科会に関わる交通費)

分科会に関わる講師交通費は、講習会の規定に準ずる.

(分科会に関わる宿泊費)

分科会に関わる講師宿泊費は、講習会の規定に準ずる.

(分科会に関わる懇親会費)

分科会に関わる懇親会費は、講習会の規定に準ずる.

(分科会に関わる会員外の参加)

分科会に関わる会員外の参加は、講習会の規定に準ずる.

(会費)

1:会費

本会は任意の会員の会費にて運営を賄う.

①会費は年間5千円とする.

会費は出欠に関わらず、一括して各会員が会計に支払うこととする.

- ②会費の徴収期間は5~6月、会員期間は4月~翌年3月とし、途中入会及び退会に関してはその期間中、回数を問わず徴収する.
- ③会費未納者は、会計幹事より督促状と共に振り込み用紙を送付することもある. それでもなお会費未納の場合、幹事会議事録にて氏名を公表することもある.
- ④運営上 (講師招聘等で), 臨時に徴収することもある.
- ⑤会費の金額は必要に応じて見直しをすることもある.
- 2:会費の用途
 - ①講習会 (講師招聘等費用)
 - ②勉強会運営費 (コピー等諸雑費・幹事会等運営費)
 - ③懇親会

(物品等借用)

- 1:本会会員に限って、本会の所有する物品等を借用することができる.
- 2:物品等は幹事会で管理する.
- 3:貸与規定は幹事会で決定する.

(日本作業療法士協会 基礎ポイントについて)

1:「北九州臨床リハビリテーション勉強会」は日本作業療法士協会(以下 OT 協会)生涯教育制度の SIG 認定の勉強会であり、平成 18 年 7 月からポイント取得が可能となっている。

SIG, 他学会等の基礎ポイント数(0T協会規定)

	90 分以上~1 日	2 日以上
参加	1P	2P
発表加算	1P	
講師加算	1P	2P

- 2:ポイントの取得条件を以下に定める.
 - ①北九州臨床リハビリテーション勉強会の会員である.
 - ②日本作業療法士協会の会員であり、本年度の会費を納めている.
 - ③各県士会の所属会員であり、本年度の会費を納めている.

《注意事項》

- ・参加時、日本作業療法士協会・福岡県作業療法協会の双方の会員証の提示を必要とする.
- ・万が一、両協会会員証の提示がない場合は、参加証明書を発行し自己請求とする.
- ・開始20分を過ぎての参加は、ポイント対象とならない。
- ・発表加算は、1人で90分以上発表した場合に加算する.
- ・会員外の参加は可能だが、単位の認定はしない.

(その他)

- 1:会員は本会に対する要望や提案を 幹事会(幹事長) に相談することができる.
- 2:運営以外に係わるお金・物品の紛失に関しては、個人の責任とし、紛失の際は弁償する.

本規約は、平成26年5月1日をもって施行する.

(運営役員)

- (1)会長
 - ・本会を代表し、総括する.
 - ・副会長・規約委員を任命する.
 - ・次期幹事会が推薦する次期幹事長を承認する.
 - ・全役員を承認する. 但し、本会の運営意向に沿わない役員は副会長・顧問と協議の上で解任できる.
 - ・対外事項(公文書)を管理する.
 - ・監事からの監査報告を承認する.
 - ・会長は、幹事会・規約委員会の推薦もしくは会員からの立候補にて選出される。
 - ・任期は2年とする. 再任は妨げられない.

(2)副会長

- ・会長の補佐・不在時代行する.
- ・対外事項(公文書)の窓口とする.
- ・ 監事からの監査報告を承認する.
- ・副会長は、会長に任命される。
- ・任期は2年とする. 再任は妨げられない.
- (3) 監事は、会計監査等活動を管理する. 任期は2年とする.
 - ・監査は、年1回行い、会計からの報告を監事が監査し、会長・副会長の承認を得る.
- (4)顧問は、会の相談役とする(会員としての義務は負わないが、名誉職としての責務を負う).
- (5)運営は、幹事会で行う.
- (6) 運営方法は、幹事会(幹事会にて日時・開催回数決定)で決定する.
 - ・会員の意識改善のために数人、幹事会に出席してもらうこととする.
 - ・人選は、幹事会で決定する.
- (7)幹事には、幹事長、幹事長補佐(常任ではない) を置く.
- (8)幹事の任期は2年とするが、本人の意思あれば再任は可能である.
- (9) 幹事長は、以下のことを行う.
 - ・幹事長補佐(常任ではない), 幹事及び事務局総務・部長, 学術部長・副部長・部員, 広報部長・副部員・部員を 任命する.
 - ・幹事長は幹事会の運営を取りまとめる.
 - ・本項にない事項が生じた場合、幹事会を召集・決議し、会員の承認を得る。
 - ・退会・新規入会・会員外の参加について、総務から報告を受ける。
 - ・勉強会内容を全施設宛にmail 又はFAX で送信する.
 - ・連絡事項を連絡網でまわす.
 - ・会費未納者への督促状を作成する.
 - ・幹事長直轄部門として、学術部・事務局を設置する.
- (10)幹事長補佐は、以下のことを行う.
 - ・幹事長の補佐、相談役とする.
- (11) 会計担当(外部委託)は、以下のことを行う.
 - ・会費の徴収をし、未納者には督促状、振り込み用紙を送付する.
 - ・会費の管理, 拠出を行う.
 - ・幹事会の出席者等、本会の運営に携わる役員に交通費を支給する. 但し、幹事会等の開催施設の幹事・役員への支給はないこととする (領収書にサインを必要とする).
 - ・予算案は年1回、総務に提出する.
 - ・補正予算は、必要に応じて行う.
 - ・会計報告を年1回,3月に総務,監事に提出し,監査を受ける.

- ・会長・副会長の承認を得て、会員に報告する.
- (12)会計担当幹事補佐は、以下のことを行う.
 - ・会計の補佐、不在時の代行をする。
- (13) 学術部部長は、以下のことを行う.
 - ・会員での勉強会運営における日程・内容の調整を行う.
 - ・外部講師などの交渉・調整を行う.
- (14) 学術部 副部長は、以下のことを行う.
 - ・学術部部長の補佐,不在時の代行をする.
- (15) 総務は,以下のことを行う.
 - ・幹事長直轄部門として設置され、主に事務処理を行う.
 - ・総務は、広報を直轄とする.
 - ・総務は会計からの予算案の提出を受け、最終的な予算案を作成し、幹事会に提出する.
 - ・会員の退会時の窓口となり、その都度、幹事長に報告する.
 - ・中途入会に関して総務が窓口となる.
 - ・会員外の参加に関して総務が窓口となる.
 - ・公文書の作成を行い、会長に了承を得て、発行する.
 - ・特別講習会等の対外事項に関して、宿泊の手配、交通手段のチケット等の手配を行う。
 - ・勉強会当日の出席状況を確認する.
- (16) 広報管理部は、以下のことを行う.
 - ・連絡網を作成する.
 - ・広報内容を幹事長、総務に連絡する.
 - ・勉強会日時, 内容, 参加人数等を記録, 管理する.
- (17) OT 生涯担当は,以下のことを行う.
 - ・勉強会内のOT会員の名簿管理、勉強会の受付を行う.
 - ・日本作業療法士協会基礎ポイントの請求・配布・名簿管理を行う.
- (18) 規約委員会は,以下のことを行う.
 - ・幹事会の要請に応じて、必要時に召集を呼びかけ、規約の立案・改定を行う。また、規約の管理も行う。
 - ・決議は総会出席者の3分の2をもって成立するとする.
 - ・規約委員は、幹事会・規約委員会の推薦を受け会長が任命する。
 - ・規約委員長は、規約委員会で選出し、委員会運営に責任を持つ。
 - ・年度中に1回は、委員長が召集し、幹事会からの規約変更事項について審議する.
 - ・任期は原則2年とする. 再任は妨げられない.
 - ・任期内の解任は、退会、もしくは会長が解任するまでとする.